

特定非営利活動法人日本子どもの虐待防止民間ネットワーク 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人日本子どもの虐待防止民間ネットワークという。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を愛知県名古屋市中区丸の内一丁目4番4号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、子どもに対する虐待の防止と子育て支援に関する事業及びそれらの事業を行う団体の支援を行ない、もって子どもと家族の福祉の向上と社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 子どもの健全育成を図る活動

(2) 特定非営利活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(活動に係る事業の種類)

第5条 この法人は、前条の活動に係る次の事業を行う。

① 子どもの虐待防止に関する啓発及び推進事業

② 子どもの虐待防止に関する調査研究及び政策提言事業

③ 子どもの虐待防止に関する国又は地方公共団体からの受託事業

④ 子育て支援・虐待防止活動を行う団体の設立・運営・活動に関する連絡・助言・又は援助活動

第3章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の二種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）における社員とする。

① 正会員

この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

② 賛助会員

この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(入会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会を希望する個人又は団体は、その旨を記載した入会申込書を理事長に提出するものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会の議決を経て別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 正会員は、退会の届けを理事長に提出して、任意に退会することができる。

2 正会員が次の各号のいずれかに該当するときは退会したものとみなす。

① 死亡したとき、又は会員である団体が消滅した時

② 正会員が正当な理由なく会費を1年分を超えて滞納したとき。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その会員に事前に弁明の機会を与えた上で、総会の議決を経て除名することができる。

① この定款に違反したとき。

② この法人の名誉を著しく傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員

(役員の種類及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

① 理事 6名以上15名以内

② 監事 2名

(役員を選任)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 監事は、理事及び職員を兼任することはできない。

3 理事の中からその互選によって、次の役職者を選任する。

① 理事長 1名

② 副理事長 2名

③ 専務理事 1名

④ 常務理事 2名以上3名以内

4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1名を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(理事の職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

- 3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の常務を掌理する。
- 4 常務理事は、理事会の議決に基づき、この法人の常務を分担して処理する。
- 5 理事は、理事会の構成員として、法令・定款及び総会の議決に基づき、この法人の業務の執行を決定する。

(監事の職務)

第15条 監事は、次の職務を行う。

- ① 理事の業務執行の状況を監査すること。
- ② この法人の財産の状況を監査すること。
- ③ 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- ④ 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。
- ⑤ 1号、2号の点について理事に個別に意見を述べ、必要により理事会の招集を求めること。

(役員任期等)

第16条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、前二項の規定にかかわらず、後任者が選任されていない場合限り、任期の末日後、最初の社員総会が終結するまで、その任期を延長する。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、その役員に弁明の機会を与えた上で総会の議決を経て解任することができる。

- ① 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- ② 職務上の義務違反があると認められるとき。
- ③ その他役員として相応しくない行為があると認められるとき。

(役員報酬)

第19条 役員のうち、常勤又はそれに準ずる役員は総会の決議により有給とすることができ、その余の役員は無給とする。

- 2 前項の有給の役員員数は、役員総数の3分の1以下でなければならない。
- 3 役員には、その職務執行に必要な費用を弁償することができる。

第5章 総会

(総会の構成)

第20条 総会は、この法人の最高の意思決定機関であって、正会員をもって構成する。

- 2 正会員以外の他の会員は、総会に出席し意見を述べることができる。

3 総会は、定時総会と臨時総会とする。

(総会の機能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- ① 定款の変更
- ② 解散
- ③ 合併
- ④ 事業計画及び収支予算並びにその変更
- ⑤ 事業報告及び収支決算
- ⑥ 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- ⑦ 会費の額
- ⑧ 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。）
その他新たな義務の負担又は権利の放棄
- ⑨ その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第22条 定時総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- ① 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- ② 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- ③ 第15条第1項第4号の規定による監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号によって監事が招集する場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号および第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的、及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに会員に対して通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ議決することができない。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、会員として議決に加わる権利を有しない。

(総会における表決等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の場合における前2条および次条第1項及び第44条の規定の適用については、出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、該当する議事の議決に加わることができない。

(会議の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

① 日時及び場所

② 正会員総数、出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その旨を付記すること。)

③ 審議事項

④ 議事の経過の概要及び議決の結果

⑤ 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議に出席した正会員の中からその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名押印をしなければならない。

第6章 理事会

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

2 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

① 総会の議決した事項の執行に関する事項

② 総会に付議すべき事項

③ その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

3 監事は、理事会に出席することができる。

(理事会の開催)

第30条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

① 理事長が必要と認めたとき。

② 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

③ 第15条第1項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び3号の請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならないが、理事長がその期間内にこれを行わないときは、請求者が自ら招集できるものとする。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載し

た書面をもって、少なくとも5日前までに発しなければならない。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

(理事会の議事)

第32条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

2 理事会における議決事項は、第31条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

3 理事会においては、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

4 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、理事として議決に加わる権利を有しない。

(理事会における書面表決等)

第33条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前条および次条第1項の規定の適用については、出席したものとみなす。

3 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、該当する議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

① 日時及び場所

② 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その旨を付記すること。）

③ 審議事項

④ 議事の経過の概要及び議決の結果

⑤ 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において議事録署名人に選任されたその他の理事2人以上が、署名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第35条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

① 設立当初の財産目録に記載された資産

② 会費

③ 寄付金品

④ 事業に伴う収入

⑤ 財産から生じる収入

⑥ その他の収入

(資産の管理)

第36条 この法人の資産は理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

2 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(会計の原則)

第37条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び収支予算)

第38条 この法人の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し理事会・総会の議決を経て定める。但し、総会の日まで前年度の予算を基準として執行し、それによる収入支出は、成立した予算の収入支出とすることができる。

(予備費の設定及び執行)

第39条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を計上することができる。

2 予備費を執行するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第40条 事業年度中にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び収支決算)

第41条 この法人の収支決算は、事業年度終了後すみやかに理事長が作成し、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書とともに、監事の監査を受け、総会において議決を得なければならない。

2 決算において、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第43条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利を放棄しようとする時は、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更及び合併・解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて、総会において正会員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の議決を経て、かつ、所轄庁の認証を得なければ変更することができない。

(解散)

第45条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- ① 総会の決議
- ② 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- ③ 正会員の欠亡
- ④ 合併

⑤ 破産手続開始の決定

⑥ 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、その事由を証する書面を所轄庁に提出し認定を得なければならない。

(残余財産の処分)

第46条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く）のときに有する残余財産は、総会において出席した正会員の過半数をもって決した特定非営利活動法人、社会福祉法人、社団法人、財団法人に帰属させるものとする。

(合併)

第47条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第48条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。

4 理事は、事務局長もしくは職員と兼職することができる。

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

(備え付け書類)

第49条 事務局は、事務所に定款、その認証及び登記に関する書類の写しを備え置かなければならない。

2 事務局は、毎年度初めの3月以内に、前年度における下記の書類を作成し、これらをその翌々事業年度の末日までの間、事務所に備え置かなければならない。

① 前事業年度の事業報告書・財産目録・貸借対照表及び収支計算書

② 役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所を記載した名簿）

③ 前号の役員名簿に記載された者のうち前事業年度において報酬を受けたことがある者全員の氏名を記載した書面

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第50条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに官報に掲載して行う。

第11章 雑則

(委任)

第51条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

付 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第13条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成21年4月30日までとする。

特定非営利活動法人日本子どもの虐待防止民間ネットワーク役員名簿

役 名	氏 名
理事長	岩城正光
理事	磯谷文明・稲村鈴代・甲斐英幸・草間真由美・ 甲津貴央・堀田佳美・半澤敦子(村松敦子)・ 山田不二子・側垣一也
監事	桂浩子・中田憲悟

- 3 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第21条第1項第4号並びに第38条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 この法人の成立初年度の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、成立の日から平成20年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度にかかる会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

年会費	正会員	10,000円
	賛助会員	一口 3,000円